

令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務 企画プロポーザル公募要領

1 委託の趣旨

本要領は、令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務において、企画プロポーザルにより、業務委託予定者を公募する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務

(2) 業務の仕様

令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 委託限度額（見込み）

8,387,720円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、今後の予算編成過程及び議会の審議において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じた場合であっても、その損害については一切負担しません。

3 参加条件

令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務企画プロポーザル（以下「企画プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターのホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年2月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、12の提出先まで提出すること。なお、持参のほか、電子メール、ファックス又は郵送による提出も可とするが、送付後はその旨を12の連絡先まで電話連絡すること。

また、質問書を提出する際の件名を「【質問書】令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運営業務」とするなど、質問書であることが判るようにすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ（※）に随時公表する。（個別の回答は実施しない。）

6 応募申込書等の提出

(1) 提出期限

令和7年3月14日(金) 17時まで（必着）

(2) 提出方法

提出書類を12の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送による提出も可とするが、簡易書留等の配達記録が確認できる方法により送付すること。

なお、FAX及び電子メールによる提出は認めない。

(3) 提出書類

下記書類を期限内に提出すること。

ア 令和7年度福島県環境創造センター附属施設環境学習会等企画運營業務企画プロポーザル応募申込書(第2号様式)

イ 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本産業規格A4版とする。)

ウ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本産業規格A4版とする。)

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 法人等概要書(第3号様式)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)

カ 業務実施体制書(第4号様式)

キ 担当者経歴書(第5号様式)

ク 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

ケ 登記事項証明書(応募申込書等を提出した日から3か月以内のもの)

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

コ 誓約書(第6号様式)

(4) 提出部数

(3) のア～エ 6部（正本1部、副本5部）

※第2号様式の正本には代表者印を押印すること。

(3) のオ～コ 1部（正本1部）

7 企画提案書の記載内容

企画提案書には、別紙仕様書に基づき、次の事項に留意して作成すること。

(1) 企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- ・各学習会等の概要及び実施方法
- ・各学習会等における広報の概要及び実施方法
- ・業務実施体制
- ・年間業務スケジュール
- ・過去の実績を示す書類（本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し）
※最大5件まで。

- (2) 企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を記載すること。
- (3) 企画提案書に記載した各業務の実施方法は、具体的に提案すること。
- (4) 企画提案書には、本業務で開催する学習会等について、イメージを添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 公募要領等で示す条件に違反すると認められた場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合
- エ 提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 提出書類に不備があった場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

※ 失格又は無効の有無については、令和7年3月14日（金）以降に応募者へ書面及び電話により個別に連絡する。

(2) 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

企画プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。

(5) その他

- ア 応募者は、企画プロポーザル応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 企画プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県は企画プロポーザル審査会により、これを総合的に審査し、業務委託候補者（単独随意契約の予定者）及び次点を選定する。（審査基準は「(2) 企画プロポーザル審査会」を参照）

(2) 企画プロポーザル審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時 令和7年3月25日（火）
- ・会場 福島県環境創造センター本館 2階 大会議室
※オンラインによる参加も可。

イ 所要時間

20分間以内の説明と10分間以内の質疑を実施する。

ウ 審査基準等

審査基準等は次のとおりとする。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	評点	傾斜	配点
業務の方針	業務の趣旨を理解し、それに適合した企画提案がなされているか	5点	1	5点
企画提案 (企画性)	野生動物や猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の保全等に関して高い学習効果が期待される内容の提案がなされているか	5点	2	10点
	学習会の目的を達成するために、効果的な手法の提案がなされているか	5点	2	10点
	学習会参加者の募集に当たり、集客効果の高い宣伝手法の提案がなされているか	5点	2	10点
実施体制	業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか	5点	1	5点

業務実績	業務の円滑な実施が期待できる過去の十分な実績等があるか	5点	1	5点
業務経費	事業経費の積算が妥当であるか	5点	2	10点
合計		-	-	55点

【評価方法】

- ・審査項目ごとに評点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

評点	評価
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る

【総合得点の算出】

- ・各審査委員の得点（審査項目ごとの得点（評点×傾斜）の合計）の合計

(3) 通知等

ア 審査の結果は、企画プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（※）に公開する。

なお、ホームページには参加者全員の総合得点を掲載する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができる。また、その回答は書面が到達した日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行う。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎得点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合得点」となる。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と発注者が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、契約金額は委託限度額を超えないものとする。

ウ その他

- ・業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとする。

10 主なスケジュール

公告	2月21日（金）
質問受付期間	2月21日（金）～2月28日（金）
質問への回答	3月5日（水）予定
応募申込書（企画提案書等）の提出期間	2月21日（金）～3月14日（金）
審査会の開催通知	3月18日（火）
審査会開催	3月25日（火）
審査結果通知・公表	3月26日（水）
契約締結	4月1日（火）以降

11 問い合わせ先

〒969-1302 福島県安達郡大玉村玉井字長久保67
福島県環境創造センター野生生物共生センター
電話：0243-24-6631 FAX：0243-48-3412
E-mail: kansou-yasei@pref.fukushima.lg.jp

12 応募申込書、企画提案書等の提出先

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号
福島県環境創造センター総務企画部総務課
電話：0247-61-6111 FAX：0247-61-6119
E-mail: kansou-soumu@pref.fukushima.lg.jp

※ 福島県環境創造センターホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>